



みなさまのご協力で

「森のおもちゃコーナー」づくりが実現します

三重県環境学習情報センターは、子どもから大人まで、県民の皆さんに環境学習の場を提供する施設です。

このセンターでは、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざして、自ら行動する人づくりを進めるため、ESD※、SDGsの実践につながる講座やイベントを実施し、環境教育・環境学習に取り組んでいます。

(※ESD：持続可能な開発のための教育)



センターでは、現在、脱炭素社会の実現に向けた環境教育の一環として、木育を推進するために「**木**のおもちゃコーナー」を作っています。現状では、国内産の木材を使った木のおもちゃは高価なため、少しずつ集めているところです。



県内のこどもたちに、木の大切さと、木のぬくもり、特に国産材・県産材の良さを感じながら遊んでもらえるよう、木のおもちゃを増やすことで、「**森**のおもちゃコーナー」を作りたいと考えています。

ぜひ「森のおもちゃコーナー」づくりにご協力いただけませんか？

ご協力方法は裏面をご覧ください。



三重県環境学習情報センター

〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11

開館時間 9:00~16:00

休館日 月・土曜日（祝日等は除く）

年末年始（12月29日~1月3日）

入館料無料 どなたでもご自由に見学いただけます



「森のおもちゃコーナー」づくりへのご協力方法

1. おもちゃの寄附等によるご協力方法

下記のいずれかの方法、または、それ以外の形でご協力いただける場合は、下記「森のおもちゃコーナーづくりお問合せ先」までご連絡ください。



(1) 県産材・国産材のおもちゃの寄附

三重県産や国内産の木で作られたおもちゃで、まだ使えるおもちゃがございましたら、ご提供ください。新品・中古問いませんが、子どもたちが使用しますので、清潔な状態でご提供いただけますと幸いです。

(2) 広報等へのご協力

「木のおもちゃコーナー」に関するチラシの配架や配布など県民の皆さんへの周知についてご協力をお願いします。

2. 企業版ふるさと納税を活用する方法

(※この制度は、三重県外に本社をもつ企業が、三重県に対し 10 万円以上の寄附を行う場合、制度の対象となります。)

自治体への寄附はその全額を損金算入することが認められており、寄附額の約3割程度、税の軽減効果がありますが、この企業版ふるさと納税制度を活用することで、さらに6割の控除を受けることができ、寄附の実質負担が約1割まで軽減される仕組みとなっています。

(1) 寄附のお申し込み

「森のおもちゃコーナーづくり」に寄附をいただける場合は、下記 HP から「寄附申込書」をダウンロードしていただくか、

<https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/m0005000058.htm>

下記「森のおもちゃコーナーづくりお問合せ先」まで電話、電子メール等でご連絡いただければ、寄附申込書を送付いたします。寄附申込書に必要事項をご記入いただき、下記まで送付してください。

寄附を行っていただく時期などを調整させていただきます。

(2) 寄附金の納入

県から「納付書」を発行しますので、金融機関窓口で寄附金を納入してください。

(3) 受領証発行

寄附の納入を確認後、県から受領証を発行します。

(法人関係税の控除を申告するときに受領証が必要となります。)

(4) 税控除の申告

法人関係税の控除申告を行ってください。具体的な申請の方法は、所管の都道府県税事務所等、各税目ごとの課税庁にお問い合わせください。



＜森のおもちゃコーナーづくりお問合せ先＞

三重県 環境生活部 環境共生局 地球温暖化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 三重県庁 8 階

電話:059-224-2366 Eメール:earth@pref.mie.lg.jp